

令和5年度第2回広島市多文化共生市民会議指針改定専門部会 会議要旨

- 1 開催日時 令和5年(2023年)11月13日(月)午前10時～12時
- 2 場所 ひろしま国際センター 交流ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員(敬称略・五十音順)
河本 尚枝、中石 ゆうこ、長坂 格、増田 勇希、宮地 宏、ヴェール ウルリケ
(欠席:二宮 孝司)
 - (2) 事務局
国際化推進課 国際化推進担当部長(事)多文化共生担当課長、主幹
- 4 議事
 - (1) 第1回専門部会で出された意見について
 - (2) 他都市の取組事例について
 - (3) 本市が今後取り組むべき施策について
- 5 発言等要旨
 - (1) 議事(1) 第1回専門部会で出された意見について
資料1「第1回専門部会で出された意見とその対応案」について事務局から説明した。

河本部会長

事務局から資料1と、現時点の市の考えについて説明があった。どのような外国人を受け入れるのかについては国が決定することであり、地方自治体に決定権がないが、一方で就労や居住する段階になれば地方自治体が必要なサービスを提供し生活を支えなければならない。きれいに役割分担ができていくわけではなく、外国人の定住にかかる事業は地方自治体で考えることになっているという中で、広島市ができること、したほうがよいことは何なのかを考えるのが今回のポイントかと思われる。委員から、事務局へ質問等あればお願いしたい。

中石委員

市長の考えとして、「ビジネスの世界とボランティアの世界の間の共生型の社会」を目指すという話が出たが、ビジネスの世界とボランティアの世界の間とは何を指しているのか。

事務局

現時点で確たるものが決まっているわけではないが、ビジネスやボランティアでは行き詰っている分野について、新たな考え方を提起したいということだと思われる。

河本部長

福祉においては、マーケットからサービスを購入するか、政府が福祉事業として提供するか、家族が担うか、国によって対応が分かれる。今議論になっている箇所は、日本語で言う「公助」や「共助」、家族ではないところでマーケットを使ってお金を介在させるものではない、もう一つのものを作るということを言っているのではないか。それを、サービスが足りないとか支援が必要な人全般に対して同じようなことができたらい、ということなのではないか。市の事業やビジネスだけでなく、地域のボランティアなど市民が支えるということ、「地区」のような小さい単位でできるようになったらどうかということなのではないかと考える。

事務局

市としてコミュニティ再生に力を入れていることも背景にある。利益に走るのでもなく、またボランティアで無報酬で頑張るというのでもない、適切な報酬を得ながら自走するというイメージである。これに縛られるということではなく、今後の検討の参考としていただきたい。

宮地委員

「2 現在の制度や望ましい制度について」であるが、日本語教育に関しては、技能実習や特定技能は在留資格付与の条件として一定の日本語能力が求められている。こうした国の制度を踏まえて市の日本語教育事業を実施すべきだ。

河本部長

技能実習については比較的分かりやすい指標が示されており、企業側にも日本語教育の責務が課されている。その上で市が取り組む内容を考えたときに、長期に在住する人が家族を呼び寄せることも今後考えられるので、そういった家族への支援も視野に入れることになる。

宮地委員

そういった支援がしっかりしている広島市なら住んでみたいと思うだろう。

ヴェール委員

基本的には今いる人たちの環境であったり、今いる人たちをどう扱うかということが問題の中心だと考える。ニューカマーだけの問題ではない。外国人を呼び込みたいということが先走りするのではなく、今いる人たちの環境を良くすることが重要だと考えている。

広島市は平和都市を掲げており、平和イコール核廃絶と定義してきたのであるが、多文化共生と平和は密接に関係しており、今回の指針改定においても平和とは何か、広島市として何をすべきかを考えたらいと思う。

増田委員

ボランティアはビジネスと異なり、やりがいといった貨幣以外の充足感を求めるものである。また、活動の対象者からの感謝の言葉であったり、対象者の生活が改善する様子を見て、自分たちのスキルや経験が生きていることに充足を感じる。社会やほかの市民に認められたいという部

分もあると思う。ボランティアに臨む市民の意識を後ろ支えするような、市としての意思表示が必要だと考える。

移民施策は国が実施すべきであるとしても、市が独自施策を実施する余地はあると思う。

河本部長

資料4に市の取組が記載されているが、これらは法律や市の条例に基づいて実施しているのか。

事務局

外国人相談窓口や日本語教育等、一部の事業は国の補助金や交付金を受けて実施しており、条件が付されているものもある。そうでなければ法令や条例に基づいているものではない。

増田委員

資料4に掲載されている事業の多くは、国からの補助金や交付金を受け実施されているのではないかと思う。これらの事業でも不十分だということになれば、市の独自財源であるとか、そのほか財源を探してきて事業を実施していく必要があるかもしれない。現状の課題感というのはどの辺りにあるのか。

河本部長

それについては、次の議事で扱うとよいと考える。

ヴェール委員

中石委員の意見で、「仲介者」を育てるという意見があり、キーポイントになると思う。意識調査の結果を見ても、日本人と外国人の双方に交流したいという意識があっても、機会がないといった理由で進んでいない。

日本社会の中で本当に困っている人たちをどう救うかということは難しい問題だが、いわゆる日本人社会と外国人市民との交流が密接になれば、救いやすくなる。

また、分野横断的な問題は防災だけではない。多文化共生担当だけでなく、市のすべての部署が、様々なルーツを持つ人がいるということを認識し、外国人市民に対応できるようにすべきである。

(2) 議事(2) 他都市の取組事例について

(3) 議事(3) 本市が今後取り組むべき施策について

① 資料2及び資料3について

資料2「広島市の外国人市民の状況について」及び資料3「令和4年度広島市多文化共生意識調査結果の概要」について、事務局から説明した。

長坂委員

意識調査について、在留資格別でも分析をしたほうがよい。永住者、配偶者、技能実習生や特定技能、今増えている技術・人文知識・国際などの在留資格ごとに、どんな問題を感じるとか、

どういう支援が必要かといった事項について集計するとよい。

河本部長

地域活動への参加状況についても、永住者や配偶者など暮らしの場がある人と、技能実習のように企業が社宅を用意している人では違いがあるかもしれない。日本人にしてほしいことについても違いがあるかもしれない。

ヴェール委員

生活に関することの相談先として「日本に住んでいる家族・親族」を挙げる人が、10年前と比較して少なくなっている。家族・親族がいない単身者が多くなっているのではないかと考えられ、日本人の友人・知人に相談するという回答も少なくなっていることから、孤立した状態にある人が増えているのではないかと懸念される。

河本部長

技能実習が増え、特別永住者が減っていることが影響しているかもしれない。広島市としてもサポートの仕方を、単身者や地縁・血縁を持たずに住む人がいるとか、これから増えるといったことを念頭に置く必要があるかもしれない。

長坂委員

今後注意すべきなのは、技術・人文知識・国際業務の在留資格者が直接日本に来て、数年で家族を呼び寄せるといった動きである。これまでの国際結婚や永住者、定住者のように周りに同国人がいる人たちとは異なり、人数が少ない家族単位で来る。特定技能2号も同様である。そうすると、子どもの問題がこれまでと違った現れ方をする可能性があり、将来のことを考える上で在留資格ごとに見るということは重要である。

河本部長

これまでは大人の外国人を想定してきたのではないと思うが、日本の在留管理制度では、親を呼び寄せることはできないが配偶者や子どもを呼び寄せることができる。大人が広島市にやってきて住み始めたときに、次に想定されるのは配偶者と子どもがやってくるということであり、子どもに対する支援やサービスが必要になってくる。

一方で高齢化した外国人には介護の面で支援が必要となってくる。介護保険制度発足当時は韓国・朝鮮籍の人が多く、現在は中国籍の高齢者が多い。ブラジルやフィリピン国籍の人々も高齢化しつつある。10～20年後にポルトガル語やタガログ語で介護保険制度に関する説明が必要になってくると考えられ、情報提供が必要な分野が広がってくるかもしれない。

宮地委員

留学生という名目で入国した外国人が、実は日本の手厚い医療保険制度を目当てに病気を治療する目的だったという話がある。本当に困っている人はいると思うが、本国で受けられない医療や介護を目的にやってくる人もいるということは念頭に置くべきだ。

河本部会長

「介護移民」のようなプロモーションをするのではない、という趣旨かと思う。

宮地委員

外国人にとっていい制度であれば、口コミなどですぐに広まると思う。そういうリスクがあるという制度設計にしておくということだ。

河本部会長

医療や介護の制度は日本全国同じ制度なので、特に広島に住んだから悪用できるということはないと思う。

ヴェール委員

外国人にも制度的に、医療や介護を受ける権利はある。その権利を行使できるように何をすべきかということを議論しているのであって、悪用されるという危険性はないと思う。

宮地委員

住んでいる人が病気になったり障害を負ったりした際にサポートすることを否定しているわけではない。手厚い医療や介護を目当てにやってくる人がいたら、そもそもの発想とは違うことが起こりうるということである。

河本部会長

観光ビザだと医療や介護は受けられないので、あまり想定しなくてもいいかもしれない。ただ、社会サービスがあるところにはフリーライダーが発生するというのは常に想定されることではある。

中石委員

母語で介護を受けられるということも重要である。認知症になると母語しか話せなくなることがあり、母語で介護ができる人材育成が必要である。

河本部会長

広島市内には、韓国・朝鮮語で対応できる介護事業所がある。中国語については、中国籍の人や中国帰国者の2世、3世が看護や介護の資格を取って介護事業所に入っている例があり、地域包括支援センターに相談するとそういった事業所を紹介してもらえると聞いている。今後高齢者の多国籍化が進めば、別の言語についても同様の対応が必要になるかもしれない。名古屋はフィリピン人の介護人材を育成していると聞いたことがある。

長坂委員

介護・看護の人材育成は時間がかかる。指針に盛り込めるかどうかは別にして、先を見越せば、

養成機関への入学に特別枠を設けるなどの対応が必要になってくるかもしれない。

中石委員

意識調査の資料によると、日本語学習は独学や周りの会話を聞いて自然学習という人が多い。中級以上の学習をする機会が少ないように感じるが、無料で受けられる日本語教室ではどの程度のレベルが保障されているのか。

事務局

市が実施する日本語教室は初学者向けであるが、文化庁は B1 レベルまで学習できる環境を整備するよう求めている。

中石委員

中級以上の教室も充実させる必要がある。学びたいのに学べないという声をよく聞く。

② 資料 4 及び資料 5 について

資料 4 「多文化共生のまちづくり推進指針に基づく取組の状況」及び資料 5 「施策体系」について、事務局から説明した。

河本部長

個々の事業の話に入る前に、資料 2～4 のようなデータ等を見ながら、必要に応じ指針の体系を見直していこうということかと思う。資料 1 にあるような、前回会議で委員から出た意見も取り込んでいくとよいと考える。

中石委員

資料 5 で、名古屋市の欄において基本施策 5 及び 6 は、総務省の例でいう「(2)生活支援」に該当するのではないか。

事務局

総務省だけでなく、本市の施策の柱建ても意識して資料を作成しているため、位置づけが分かりにくくなっているかもしれない。内容としては中石委員のおっしゃる通りであり、本市の柱建ても整理が必要である。

中石委員

総務省の例では、コミュニケーション支援と生活、市民の意識という三本柱になっていると考えられ、これを踏まえて名古屋市の例も参考にしつつ広島らしいものとしていくとよいと考える。意識啓発・社会参画支援については「仲介者」の育成といったことが該当すると思う。

宮地委員

中石委員が言われたように、総務省の例を軸に、広島市の状況に合わせて足したり引いたりす

ると重複がなく、言葉の使い方も含めてよいのではないか。

中石委員

総務省の例で「(2)生活支援」とされている箇所が分野横断的かつ分厚い話で、多くの議論を要する箇所ではないかという印象がある。

宮地委員

優先順位のつけ方も重要である。自分としては(3)にある意識啓発、受入れる側の問題が重要だと考えている。他都市においては、外国人の意見を聞く場を設けたところ、「そんなに言うなら(外国人は)来なくてよい」と言う日本人がいたという。意識啓発は教育の問題だと考えており、時間がかかるが必要なことである。受入れ側の意識改革なしにはどんなにいい制度を作ったところで理解されないと思う。

河本部長

総務省の例では「(3)①多文化共生の意識啓発・醸成」に当たるか。

宮地委員

そう思うが、書き方は変えてよいと思う。

河本部長

受け入れる日本人側の多文化共生、受入れに関する意識啓発や教育が一つのポイントになりうるという意見であった。

宮地委員

それが進めば、何のためにやっていることなのか意味が理解できるようになる。理解度が低ければ、税金を使っていることについて反発が生じることもあり得る。

河本部長

それが分断を生み出すことにもつながる。

宮地委員

理解を得るための丁寧な説明であったり、説明だけでは足りないと思うので時間をかけて浸透させていくための施策が必要だと思う。

増田委員

ICTの活用のような、指針全体に関係することについてどう表現するのかは検討したほうがよい。全体方針の中で打ち出すのか、個別の章で打ち出すのか検討が必要だと思う。

前回ヴェール委員が「多文化の主流化」といわれていたが、子育て、介護などは各制度所管課が担当しており、全庁的な理解が必要だと考える。

ルーツが違う人たちが日本に暮らす場合には、通訳など日本側が負うコストは必ず高くなる。そもそも受け入れる日本人側の意識として我々の税金が多くかかってしまうということは理解しておかなければならない。指針に入れようとするのが難しいと思うが、必要な考え方である。

ヴェール委員

その人たちも税金を払っている。

増田委員

生活保護、孤立、心疾患といった複数課題を持つ外国人と接しているが、生活保護ケースワーカーはほかの日本人と同じ労力では対応できず、より多くの労力がかかり、より多くの関係者を巻き込む必要があって大変難しい。より多くのコストがかかるということを受入れ側も理解しておかないと、弱者がそのまま置いて行かれる現実があると考えている。

河本部長

デジタル化はどこかに入れたほうがよいということと、分野横断という話にもかかわってくるが、市の各部局で多文化共生に関する理解を深めてもらいたいというご意見であった。

宮地委員

デジタル化については、多言語化したホームページにどれぐらいアクセスがあるのか調べてみるとよい。ホームページにわざわざアクセスする人は少ないと思うので、困ったときに使うアプリをインストールするようにしたらどうか。完全なものでなくてよいので、まず作ってみるとよい。

河本部長

情報アクセスへの検証にも関連してくるが、ホームページのアクセスログを調べるとよいという意見であった。言語ごとに、時期を追って見る、住民登録者数と比較してみるという方法もある。まずはアプリを作ってみたらどうかというご意見もいただいた。

長坂委員

ICT 活用の営業も多いと思うが、自治体間でよく情報共有し、良いものを入れれば効果はあると思う。ICT の活用と同時に、相談窓口にも人がいるという両方が必要で、費用もかかってしまうが人と ICT をどう組み合わせるかという観点が必要だと思う。

名古屋市のウェブサイトを見ると、意識啓発も重点項目になっているようだが中身は講演やポスターが中心になっている。広島市においても、大学のリソースも講師として使っていただくとか、増田委員のような現場の人や企業の人も講師にしてもらって、どういう現状があるのか、色々なルーツを持つ人なしには成り立たなくなっているという背景も含めて講演することが重要だと思う。

公教育に組み込めればよいとは思いますが、時間がかかることなのでできることから進めて行く必要がある。

中石委員

公教育の場では日本語を、あるいは日本語で必ず学ぶ仕組みになっていて、母語をそのまま使うとか、特に子どもについては母語で学ぶことが保障されていないことが気になっている。共に認め合うなら母語や母文化に関する記述が出てきてもよいと思う。

河本部長

近年、多文化主義を取る国では母語や母文化を維持していく方向にある。小さい子どもであるほど、母語を伸ばすことで抽象的な思考力が伸び、学力が伸びやすいという研究もある。

宮地委員

難しい問題だと思うが、母語が保障されない環境だと分かっていて広島に来ていると思うので、市が母語を保障しなければならないというのは少し違うような気がしている。一方で、会社都合の転勤についてきた子どものような、自分が来ようと思って来たわけではない人も確かにいるのだが、そういう限定的な人を対象にした取組を実施するべきなのか。母語となるといろいろな言語があり、市の施策になりうるのか。

中石委員

積極的にパッケージを用意するといったことでなくてもよく、学びたい人に対してそれを許す土壌が必要だと思う。日本社会において、母語や母文化を守らなくてはならないということがどれほど浸透しているか。日本に来たから日本語で生活して当たり前ということになっていると思う。母語が就職などで役立つ言語（価値のある言語）であればそれを伸ばし続けられるが、そうでないとされる言語については学校での使用を禁止されるなどして母語や母文化、ひいては自分の存在を否定され続けるようなことになっていないか懸念される。日本人側への啓発も必要であるし、母語を使い母語で学びたいということを施策として認めてほしいと考えている。

宮地委員

仮にスペイン語だとして、スペイン語教室やスペインの歴史を学ぶ場所を広島市のお金で作るということではなくて、スペインのことを学びたい人がいれば応援するということか。

中石委員

費用面の支援もあればよい。母語による教科教育を行うボランティアに場所を提供し、できれば助成金を出してもらいたい。

長坂委員

名古屋市の指針にも母語教育協力員の配置が盛り込まれている。広島市民として活躍されていく人たちであるので、教育によっていかに能力を伸ばしていくかを考えたときに、母語による教育環境の保障も、難しいことではあるが一定程度、指針の中で打ち出すとよいと思う。

宮地委員

広島市に実際、そのようなニーズが寄せられているか。

事務局

ヴェール委員の同僚の方も関わって母語教育をされているグループがあると聞いている。

ヴェール委員

市立大学の同僚の田浪先生がアラビア語を教える教室を運営している。寄付で実施している。オンラインで行われており、講師4人のうち1人が広島市在住で、あとの3人は遠隔地に住んでいる。

事務局

国の資料には文部科学省の取組として、母語・母文化に配慮した指導体制の構築が盛り込まれ、交付金が出るようになっている。

中石委員

母語の通訳はいると思うが、母語で(教科を)教えるということはまだ浸透していないと思う。

宮地委員

対象者の人数が多くない場合、日本全国に広げてオンラインで実施するというのとは一つの方法だと思う。そういった取組を市が積極的に広報することも考えられる。母語教育に関する問題意識を指針に記載するのはよいと思う。

中石委員

オンラインは次善の策であり、特に子どもが小さいうちは体を使って覚える、触って覚えるといった経験が重要である。その意味でオンラインは十分ではないので、対面で学ぶ手段がないからオンラインにするという位置づけになる。

宮地委員

次善の策というか、入口として実施するという考えることもできる。

何でもかんでも政府がやるべきだとは思っておらず、家庭でやるべきことなのかよく考える必要がある。広島市がすべての母語について100点満点のサポートをするのは無理がある。それをやっていないからといって、広島市がなっていないということにはならないと思う。学習できる機会を紹介するだけでもすごく前向きであり、入口としてはよいのではないか。

長坂委員

母語教育支援のためのコーディネーターを置くといったことも考えられる。

中石委員

図書館に母語の本がない子どももいる。本自体にアクセスできず、知識が身につかず置いてけぼりになっている子どもがいる。

増田委員

名古屋市の施策方針Ⅱに「多文化共生の意義を理解し、誰もが参画する地域づくり」とある。NPOなど市民団体の位置付けを、総務省の例で言えば「(3)意識啓発と社会参画支援」の箇所はどう位置付けるか。行政として対応するのが難しいケース、先ほどの母語教育でアラビア語が出てきたが、フィリピンではタガログ語だけでなくビサヤ語もあり、そういった細かい対応については市民活動に頼るところも出てくると思われる。どういう補助を出しますといったことではなく、市民活動団体も一定の役割を担うといったことを指針に盛り込むとよいのではないか。補助金は広島に限らず、全国の様々な組織が出しているものもある。

長坂委員

広島市で母語支援をコーディネートし、講師を一定程度確保し紹介するといったことはできそうか。

増田委員

オンラインに関してはできる可能性が高い。言語学や発達上の専門性については分からないが、仕事に出られない母親たちが一定の役割を担えるのではないかと思う。東広島のイスラムセンターでは、日中仕事にも出られないなど様々な事情でフラストレーションを抱えて生活している人もいるという現状を伺ったこともある。そういう人たちの活躍の場にもなる。外国人市民の力も借りて担い手になってもらうのが理想ではないか。

長坂委員

頼りすぎるのは良くないが、外国人市民に活躍・交流してもらうという意味も含めて、この分野では市民セクターとの協力が生かせるのではないかと思う。

中石委員

母語を教えるということと、母語で教えるということには区別が必要である。母語で教科を教える力のある人に参加してもらう必要があり、留学生に参画してもらうとよい。

河本部長

中石委員の発想の根本には、発達に関わるような教育ができなかった場合、日本語も母語もできなくなってしまい、その後の教育につながっていかないという問題があるかと思う。母語を教える、母語で教えるということに関しては、日本語では分からないが自分の言葉で聞けば教科が理解でき、それによってもっと上のレベルの教育につながっていけるということも含んでいるかと思う。外国人居住者にも多文化共生に関わってもらうという話もあった。

ヴェール委員

母語教育の担い手として母親に活躍してもらおうというのはいいと思うが、そういった取組によって「父親は外で働き、母親は家にいる」という状況が固定・強化されないよう注意しなければならない。

河本部長

増田委員と長坂委員の発言は、イスラム圏では女性が働くことを良しとしないということを前提とした内容だったかと思う。もちろん性別で役割を固定することのないよう注意することは重要である。